

全国初！横浜市再エネ・省エネ説明制度等を開始します！

住宅・建築物の脱炭素化促進のため、令和7年4月1日より、建築物への再生可能エネルギー利用設備（以下、「再エネ」）及び省エネルギー性能（以下、「省エネ」）に関する建築士が建築主へ実施する説明制度等を開始します。

1 制度の概要

横浜市では、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下、「建築物省エネ法」）の改正を住宅・建築物の脱炭素化に向けた市民の皆様への脱炭素ライフスタイルの浸透を促す好機と捉え、次の制度を令和7年4月1日から開始します。

- (1) 再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上について、**建築士が説明する制度**の開始
- (2) 市内で一定数以上の住宅を設計する建築士事務所の開設者に対し、**説明結果を市に報告する制度**の開始

また、再エネの説明制度の開始にあたり、建築物省エネ法第60条第1項に基づき、再エネに関する「促進計画」を策定し、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」を横浜市全域で定めます。なお、同法に基づく再エネの説明制度は、全国で最も早い導入になります。

2 再エネ・省エネの説明制度及び報告制度

- (1) 再エネ・省エネの説明制度

設計の委託を受けた建築士は、建築主に対し、当該計画の工事が着手される前までに、再エネ及び省エネに関する説明を行う必要があります。詳細は表1のとおりです。

表1 説明制度の内容

	再エネ設備	省エネ性能
対象の建物	10㎡を超える新築、増築	10㎡を超える 住宅 の新築、増築
説明者→被説明者	建築士 → 建築主	建築士 → 建築主
説明の時期	設計契約後、工事に着手するまで	設計契約後、工事に着手するまで
説明内容	<ul style="list-style-type: none">設置可能な設備設置可能な規模（kW、㎡等）	<ul style="list-style-type: none">断熱等性能等級5以上の基準への適否一次エネルギー消費量等級6の基準への適否気密性能の確保の方法など

また、説明制度の開始に合わせて、建築士及び建築主の方が再エネ・省エネの知識について、円滑に共有できるようにパンフレット等を作成しました。説明の機会以外でも是非ご活用ください。



パンフレット等

＜パンフレット等は、横浜市ホームページに掲載＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/setsumei/setsumei.html>



裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



(2) 説明制度に対する再エネ・省エネの報告制度

説明の結果を分析し、再エネ・省エネの普及に向けた更なる施策展開につなげるため、市内で一定数以上の住宅を設計した建築士事務所の開設者について、説明結果を市に報告する必要があります。詳細は表2のとおりです。

表2 横浜市への報告制度の内容

対象の建築物	10 m ² を超える 住宅 の新築、増築
報告者	市内で設計した住宅の年間延べ面積の合計が 15,000 m²以上かつ5棟以上の建築士事務所の開設者
報告時期	説明を行った翌年度（8月頃）
報告内容	説明実施の有無、説明を行った内容、説明完了時の再エネ設備の設置規模及び省エネ性能（U _A 値、BEI）

3 建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

建築物省エネ法第60条第1項に基づき、再エネに関する「促進計画」を策定し、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度を令和7年4月1日より開始します。

(1) 促進計画

再エネ促進区域は、『**横浜市全域**』とし、横浜市が促進する再エネ設備は「**太陽光発電設備**」及び「**太陽熱利用設備**」とします。

(2) 再エネ促進区域内で適用される措置

区域内では、次の措置が適用されます。

- ◎横浜市から建築主への再エネ設備導入効果の**説明義務**
(横浜市では住宅の省エネと一体的に説明する「横浜市再エネ・省エネ説明制度」を策定)
- ◎再エネ設備の設置についての**建築主の努力義務**
- ◎再エネ設備の設置に係る**形態規制の緩和**

<建築物再生可能エネルギー利用促進区域（横浜市HP）>

促進計画（案）や制度概要等を公開しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/kankyo-shoene/saienkuiki.html>



お問合せ先

(制度全般（住宅の省エネを除く））	建築局建築企画課建築環境担当課長	對馬 まり	Tel 045-671-4524
(住宅の省エネについて)	建築局住宅政策課長	小林 和広	Tel 045-671-2917



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

